

市民相談(11月分)

祝日、休日の受付・相談はありません。
秘密厳守・無料
同一内容の相談は原則1回
場市役所1階市民相談室101・102
問広報広聴課
TEL06-6992-1353,1356

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など

▼弁護士※予
(1人30分・先着14人)
毎週木曜日13:00~16:30

▼司法書士※予
(1人30分・先着8人)
第2・3・4火曜日13:00~15:00

登記相談・・・相続・売買・贈与などの登記、供託・測量・境界・分筆など

▼司法書士・土地家屋調査士※予
(1人30分・先着各4人)
第2水曜日13:00~15:00

税務相談・・・相続税・所得税・贈与税など

▼税理士※予
(1人30分・先着6人)
第2金曜日13:00~16:00

行政書士相談・・・成年後見・各種契約書の作成など

▼行政書士※予
(1人30分・先着6人)
第1火曜日13:00~16:00

不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動産の活用など

▼宅地建物取引士※予
(1人30分・先着6人)
第1火曜日13:00~16:00

※予上記いずれも相談日の1週間前(休日の時は翌開庁日)13:00から電話受付

行政相談・・・国などの行政に対する要望や苦情など

▼行政相談委員予前日までに
第4火曜日10:00~12:00

世界から見る大阪の男女共同参画

②女性に対する暴力の現状と課題
「DV・児童虐待」



ドーン財団理事長 弁護士 段林和江

女性に対する暴力とは、性に基づく暴力であり、女性が女性であるという性に起因する暴力をいいます。DVはその典型です。

1993年に国連が採択した「女性に対する暴力撤廃宣言」によれば、女性に対する暴力は、男女間の歴史的に不平等な力関係のあらわれであると考えられています。2018年に世界経済フォーラムが公表したジェンダーギャップ指数において、日本は世界149カ国中110位とされ、先進国G7中では最下位です。とりわけ政治と経済の分野での格差が大きいです。このように女性の地位が低いこと、DVや性暴力など女性に対する暴力や、児童虐待が根絶されない現状は無関係ではありません。

全国的に配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、平成29年4月から平成30年3月までの1年間で、10万6110件でした。そのうち、女性か

暮らしと行政なんでも相談

秘密厳守・無料
内法律、登記、税金、年金、行政に関することなどの相談を受け付けます。
時12月4日(水)午前10時~午後4時(受付は午後3時30分まで)
場市役所1階会議室106
予不要
問近畿管区行政評価局行政相談課
TEL06・6941・8358

スポーツ・余暇活動のための

無料一般開放
時12月1日(日)~3月31日(火)
場佐太東町2-15(面積1800㎡)
対市内でスポーツ・余暇活動をしている団体およびグループ
備利用条件などは、受付時に配布
市ホームページに掲載の「募集要

らの相談は、10万4082件です。大阪府の相談件数は6748件あり、全国で4番目の多さです。そのうち女性からの相談は6524件で、圧倒的に女性からの相談が多いです。

注意が必要なのは、実際には、相談件数より何倍もの暗数があると思われることです。なぜなら、警察や配偶者暴力相談支援センターなどの公的な相談機関に相談しなかったという被害者が少なくないからです。

一方、ここ最近、子どもが親や親の交際相手から虐待を受けて命を奪われる痛ましい事件が相次いでいます。大阪府警が、平成30年に虐待の疑いがあるとして児童相談所に通告した子どもは1万1199人、全国で最多です。

DVも児童虐待も、共通点は、重大な人権侵害でありながら家庭内で起きるために外からの発見が困難であるということです。特に子どもは自ら助けを求めるとは期待できません。

課題としては、まずは、DVについては、どこにも相談しなかったという被害者がいなくなる。そして、児童虐待については、子どもの命を最優先にする対応です。また、DVと児童虐待は密接に関係しています。どちらかでも兆候があれば、関係機関が連携して対応に当たることが必要です。

最後に、女性に対する暴力や児童虐待の根絶は、あらゆる分野における男女共同参画を通じて女性の地位向上を

項を参照

配・申・問11月1日(金)~15日(金)午前9時~午後5時30分(土・日、祝日を除く)に、財産活用課
TEL06・6992・1386

高齢者就労相談会

ハローワーク門真、守口市シルバー人材センターによる出張就労相談会を実施します。
内仕事の情報提供(求人情報)、各種セミナー、ハローワークの利用案内、シルバー人材センターの紹介
時11月20日、12月18日(水)いずれも午前10時~正午
場高齢者健康生きがい支援室(市民保健センター1階)
問高齢介護課
TEL06・6992・1610

めざすことと車の両輪の関係にあることを忘れたくないと思います。

問人権室
TEL06・6992・1512

女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日~25日(25日は女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」が全国で実施されます。

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の問柄を問わず、決して許されるものではありません。特に配偶者などからの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。暴力を根絶するには、何よりも一人一人の人権尊重の意識の向上が大切です。被害を受けていたり、暴力を見聞きしたりして、一人で悩んでいませんか。そんな時はまず相談してください。

市では、人権相談の他、女性問題専門心理カウンセラーによる「女性の悩み相談」(要予約)を行っています。

問人権室
TEL06・6992・1512
問全国共通DVホットライン
TEL0120・956・080(日、祝日、年末年始除く、午前10時~午後3時)

計量強調月間

計量制度は、私たちの日常生活を支える大変重要な制度です。
定期検査
商店や病院などで取り引きや証明に使用されているのはかりは、国・都道府県・指定を受けた事業者が認めた検定証印・基準適合証印がついているものしか使用できません。これらのはかりは性能が劣化していないか2年に一度定期検査を受ける必要があります。消費生活センターでは、はかりの定期検査を実施しています。詳しくは、問い合わせください。

注家庭で使用されるヘルスメーターキッチンスケールなどは、定期検査の対象にはなりません。ただし、検査を受ける必要がない代わりに商業用・公的証明用には使用してはならないことになっています。

秋季火災予防運動

11月9日~15日
「ひとつずつ いいね!」で確認 火の用心
秋季火災予防運動に伴い消防署では次のような事業を行います。

▽消防職員による各家庭への住宅防火診断
▽不特定多数の人が出入りする場所の立入検査
▽消防車による巡回広報
▽大枝公園で消防団および消防職員による防火指導などを行う防火キャンペーンを実施

時11月9日(土)午前10時30分
また、この運動の機会に自宅に設置された住宅用火災警報器を点検してください。

▽1年に1回は機器の汚れがないか確認しましょう。
▽警報機のボタンまたはひもでテスト音の確認をしましょう。
テスト音が鳴らない場合、警報器の電池が切れているもしくは、故障している可能性があります。

警報器は電池の寿命から10年を目安に取り替えることが推奨されています。また、取り替える際は火災を早期に発見できる連動型の住宅用火災警報器の設置をお勧めします。
問守口消防署
TEL06・6993・0119

問消費生活センター
TEL06・6992・1337

自主防災訓練を実施

事前申込不要で参加できます。訓練当日は、避難誘導訓練を実施するため、大久保中学校区の同報系無線を午後1時に鳴動させます。

内避難誘導訓練、消火訓練(消火器・簡易消火栓)、煙道訓練、救急訓練(心肺蘇生法・AEDなど)、119番通報訓練など
時11月23日(土・祝)午後1時30分~3時30分
場大久保中学校運動場

注雨天時には体育館で実施。警報が発令される荒天時には訓練を中止する場合があります。
問危機管理室
TEL06・6992・1497